

第 37 回 大阪市動物愛護推進会議

議事録

1 日時

令和 8 年 1 月 21 日 (水) 13 時から 14 時 30 分

2 場所

大阪市保健所 (あべのメディックス) 10 階 会議室 4
(大阪市阿倍野区旭町 1-2-7)

3 出席者

大阪市動物愛護推進会議

桑原座長、古家委員、根路銘委員、吉内委員、河中さま
オブザーバー

大阪府環境農林水産部動物愛護畜産課 川口副主査
事務局

大阪市健康局生活衛生部生活衛生課長 亀本 啓子

大阪市健康局生活衛生部保健主幹兼動物管理センター保健主幹
天辰 健一

大阪市健康局生活衛生部生活衛生課担当係長 多田 厚子

大阪市健康局生活衛生部生活衛生課担当係長 木村 篤史

大阪市動物管理センター係員 平野 和哉

4 議題

- (1) 「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」に向けた行動計画に基づく取組について
- (2) 「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」に基づく取組について
- (3) 令和 7 年度動物愛護推進員研修会の開催結果について

5 配布資料

第 37 回動物愛護推進会議次第

配席表

大阪市動物愛護推進会議委員名簿

資料 1-1、1-2、1-3、1-4、1-5、1-6

資料 2 : 令和 7 年度 (12 月末) 「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」に基づく

取組について

資料3：令和7年度動物愛護推進員研修会の開催結果について

6 議事

【事務局（平野）】

定刻となりましたので、ただ今から第37回大阪市動物愛護推進会議を開催させていただきます。

各委員の皆様方には、何かとお忙しいなか、本会議に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、開会にあたりまして、大阪市健康局生活衛生部生活衛生課長の亀本から挨拶を申し上げます。

【事務局（亀本）】

大阪市健康局生活衛生部生活衛生課長の亀本でございます。

各委員の皆様におかれましては、平素から本市動物愛護管理行政に、格別の御理解、御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

また、寒さの厳しい中、特に本日はより寒い中、御出席を賜りましたこと、ありがとうございます。

本市では「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」の達成に向け、各種の取組を進めて参りました。各団体の御協力のおかげもありまして、当初の予定どおり令和6年度を以って達成したところです。

本市では今後の方針として「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」を維持するとともに、犬猫の殺処分数そのもののさらなる削減に向けて取り組みを進めたいと思います。ボランティアの意見を取り入れ、これまでの取組を検証し、必要に応じた見直しの検討を進めて参りたいと考えております。

本日は、動物愛護推進に関する取組みについて、本市から説明をさせていただいた後、委員の皆様からの積極的な御意見を頂戴したいと考えております。この会議が実り多いものとなりますことを祈念しまして挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしく願いいたします。

【事務局（平野）】

亀本課長ありがとうございました。

開会に先立ちまして委員の方々を御紹介させていただきます。

お手元に配席表と本会議の委員名簿を添付しておりますので、御参照

ください。

公益社団法人大阪市獣医師会 会長の桑原委員でございます。

公立大学法人大阪 大阪公立大学 獣医学部 教授の古家委員でございます。

大阪府愛玩動物協会 代表の根路銘委員でございます。

公益社団法人日本動物病院協会 副会長の吉内委員でございます。

なお、公益社団法人 日本動物福祉協会 南大阪支部 副支部長の葛城委員は諸事情により出席が叶いませんでしたので、代理として同協会 南大阪支部 支部長の河中さまに御出席を頂いております。

続きまして、事務局の出席者につきましても紹介させていただきます。

先ほど御挨拶させていただきました、生活衛生課長の亀本でございます。

生活衛生課保健主幹の天辰でございます。

生活衛生課担当係長の多田でございます。

生活衛生課担当係長の木村でございます。

また、例年、オブザーバーとして大阪府の御担当者にも御出席いただいておりますので、御紹介させていただきます。

大阪府環境農林水産部動物愛護畜産課 川口副主査でございます。

最後となりましたが、本日、司会進行をさせていただきます、動物管理センターの平野でございます。本日の出席者は以上でございます。

なお、議事に先立ちまして「大阪市動物愛護推進会議の運営方針」により、本会議及び議事録につきましては原則公開となっていることを申し添えます。

傍聴者につきましては、現在のところ1名となっております。

それでは、本日お配りしております資料の御確認をお願いします。

まず、第37回動物愛護推進会議次第と配席表及び大阪市動物愛護推進会議委員名簿をそれぞれお配りしています。

また、資料として

資料1-1：犬猫の理由なき殺処分ゼロに向けた行動計画（概要版）

資料1-2：「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」に向けた行動計画に基づく取組について

資料1-3：動物愛護施策推進に関するアンケート調査について

資料1-4：飼い主のためのペット防災しつけ教室について

資料1-5：ペットを巡る問題とその対応及び予防策について
（福祉関係者向け）

資料1-6：「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」個別項目進捗管理シート

資料2：令和7年度（12月末）「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」に基づく取組について

資料3：令和7年度動物愛護推進員研修会の開催結果について
以上でございますが、資料に不足や落丁等はありませんでしょうか。ございましたら、事務局までお申し出いただきますようお願いいたします。

それでは議事に移る前に、座長を選任したいと思います。

参考資料としてお付けしております、大阪市動物愛護推進会議開催要綱の第3条により、「座長は委員の互選により定める」と規定されておりますが、どなたか御推薦はありますでしょうか。

【古家委員】

桑原委員を推薦します。

【事務局（平野）】

他に御意見はございますでしょうか。

ないようですので、桑原委員に座長席へお移りいただきまして、以後の議事進行をお願いしたいと思います。

【桑原委員】

ただいま座長に選任いただきました桑原でございます。

円滑な議事進行に努めますので、皆様にも御協力のほどよろしくお願いいたします。

では、本日の次第に基づきまして議事を進行してまいります。
議題1の「『犬猫の理由なき殺処分ゼロ』に向けた行動計画に基づく取組について」、事務局から説明をお願いします。

◎議題1

【事務局（木村）】

議題1について、事務局から説明させていただきます。

本市では大阪関西万博開催年である令和7年までに「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」達成を目指し、様々な動物愛護に関する取組み方針を盛り込んだ行動計画を平成30年3月に策定し、各種動物愛護施策に取り組んで参りました。

資料1-1は行動計画の概要版でして、本日は資料1-2により取組み結果等を説明させていただきます。

まず、「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」に向けた行動計画は大阪維新の会市議

団による提言を受けて平成 30 年 3 月に策定したもので、行政による対策が整わないことにより、止むを得ず行われる殺処分がゼロの状態を達成することを目的として、これまで各種取組を推進して参りました。その結果平成 29 年度に 1,043 頭であった犬猫の殺処分数が、令和 6 年度には 165 頭と 7 年間で 84% 減少しました。

次に 2 ページ目ですが、本市では行動計画に基づき引取り数の削減と譲渡の促進、動物愛護に関する市民啓発、ボランティアの方々との協働の 3 つを軸とした施策を進めて参りまして、その中の主な取組みをお示ししています。このうち、行政による対策の最後のピースとして取り組んでいた、飼い猫の不妊去勢手術助成事業の対象者への猫の引取り手数料免除制度は令和 6 年度中に開始できました。

その結果 3 ページ目上段のとおり行政による必要な対策が整ったため、当初の予定通り令和 6 年度中に「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」は達成できたと考えております。今後は、犬猫の殺処分数のさらなる減少を目指して現在の取組を継続し、ボランティアの方々の意見やこれまでの取組の検証結果を踏まえ、制度をより効果的なものにできるよう検討して参ります。

次のページからはボランティアの方々の意見を聞くために 8 月に動物愛護推進員に対して実施したアンケート結果のまとめをお示ししています。なお、アンケートの本体及び回答の詳細は資料 1 - 3 のとおりです。アンケートでは質問 1 として、「行動計画に掲げる 12 項目のうち今後重点的に取り組むべき事項及びその施策」についてたずねており、回答が多い順に③犬猫の適正飼養の推進、⑧ペットに係る災害時対策、⑤動物愛護に関する広報の充実、など計 10 項目に対して御意見を頂きました。

また、行動計画に掲げる 12 項目以外では「動物取扱業者に対する指導強化」等の御意見を頂きました。

次に質問 2 として、犬、猫の急な引取りを求められる事例に対する新たな施策案についてたずねたところ、定期的な見守り、飼育状況把握、相談窓口等による外部からの支援など福祉関係者との連携を挙げる御意見を多く頂きました。また今回の結果ではお示ししておりませんが、頂いた施策案の実施に当たり、過半数の方が施策の実施に協力可能と回答頂いていることから、アンケートで得られた御意見を参考に動物愛護推進員と協力して今後の対応を検討して参ります。

なお、次のページの上段では今回のアンケート結果に基づき既に取り組んでいる事例を紹介します。

犬猫の適正飼養の推進及びペットに係る災害時対策の一環として、資料 1 - 4 のとおり 1 月 17 日に「飼い主のためのペット防災しつけ教室」を動物愛護

推進員1名と協働で開催しました。

また、健康局が推進する取組みや事業の「福祉関係者に対する周知強化」及び「福祉サービス利用者による活用促進」を目的として、資料1-5のとおり「ペットを巡る問題とその対応及び予防策について」と題した福祉関係者向けチラシの作成を進めており、今後福祉事業者に対してメールで直接送付等する予定としています。

最後にこれまでの取組内容の検証として、「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」に向けた行動計画に基づくこれまでの取組内容を振り返り、評価すると共に、今後の方針についての検討を関係所属それぞれが実施しており、今後の方針としては、概ねこれまでの取組を継続強化する内容でした。なお、詳細は資料1-6にお示ししております。

また、今後の取組としては先程も申し上げましたとおり、犬猫の殺処分数のさらなる減少を目指して現在の取組を継続しながら、検証の中で決定した今後の方針に添って取組を一層推進するとともに、ボランティアの方々の意見を取り入れ、動物愛護施策の一層の充実を図って参ります。
説明は以上です。

(質疑応答)

- ・資料1-5の案は新しい対応策かと思われるが、具体的にどのような計画で進めているのでしょうか。(桑原委員)

→アンケート結果にあるように福祉の方への周知がされていない、十分に活用されていない、制度自体知らないなどの意見がありました。本市所属の福祉職員と一部の推進員と打ち合わせを重ねた結果、このような案の計画が効果的ではないかという意見が多かったです。現在、内容は固まってきており、これを福祉の現場関係者に見てもらえるようにしたいと考えております。そのために、福祉の管理者が集まる会議での説明や一斉送信メールを活用して広く周知する予定です。(木村)

- ・資料1-5に関して、自身も福祉従事者のため、何かできることがあれば協力したいので連絡してもらえればと思います。(根路銘委員)

→御協力感謝します。(事務局)

- ・吹田市での話ですが、飼い主死亡のため飼っていた猫を親族が行政に引き渡したが、その際、誤って引き渡した場合も含めて、親族が再び引き出すことは可能でしょうか。(河中さま)

→吹田市では別のルールがあるかと思いますが、大阪市では「引き取り」は非常に重い行為であるため、それまでに十分な譲渡努力をしてもらい、引き取り手をしっかり探してもらうようにしています。その際に、一度引き取りをするとお返しすることができないことも伝えて引き取っています。ただ、動物管理センターでも確実に譲渡先を探ることができる状況ではないため、事情を聴いたうえで、関係者などへは例外的に対応する可能性もあり得ると思われれます。(木村)

→臨機応変に対応してもらえるとということでしょうか。(河中さま)

→はい。ただし、軽い引き取りではないため、十分に話し合い考えてから判断してもらいたいです。(木村)

◎議題 2

【事務局 (木村)】

それでは議題 2 について説明いたします。議題 1 で御説明したとおり、今後とも現在の取組みの継続を基本としておりますので、令和 6 年度までと同様に行動計画に掲げる 12 項目に沿って資料 2 を用いて説明させていただきます。

なお、詳細につきましては、令和 7 年 12 月末までの個別項目進捗管理シートを近日中に本市ホームページへ掲載予定です。

項目 1 の『犬猫の収容及び殺処分の現状分析と「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」に向けた大阪モデルの実現』についてですが、令和 6 年度の本会議でも御紹介をしましたが、令和 7 年 3 月から、「大阪市動物の愛護及び管理に関する条例第 11 条第 7 号に定める動物の愛護及び管理に関する法律第 35 条第 1 項の規定に基づく猫の引取りに係る手数料の免除」を開始しました。これは令和 6 年 2 月から開始しました大阪市「多頭飼育崩壊防止を目的とした飼い猫の不妊・去勢手術助成事業」で助成対象となった飼い主が飼養する猫を適正に飼養できる数まで減らし、衛生環境を確保することを目的として、猫の引取り手数料を免除する制度であり、本制度の成立により行政による対策が整い「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」が達成できたものと考えています。今後は現在の取組を継続しながら、検証の中で決定した今後の方針に沿って取組を一層推進するとともに、ボランティアの方々の意見を取り入れ、動物愛護施策の一層の充実を図って参ります。

犬猫の収容及び殺処分の現状は 1 ページ目の【表 1】及び 2 ページ目の【グラフ 1～3】でお示ししているとおりで。

犬と猫の収容数、殺処分数はともに令和 4 年度までは減少しており、殺処分

削減率についても、令和2年度は22.5%であったものの、平成30年度は26.0%、令和元年度は32.1%、令和3年度は34.7%令和4年度は30.2%と目標としている前年度比25%減を達成していましたが、令和5年度は前年度比11.4%の増加に転じました。令和6年度は前年度比19.9%減と再び減少に転じ、今年度は12月末時点の殺処分数が前年度の12月末時点と比較して47.1%減となっております。

続いて、3ページ目、項目2の「犬猫の殺処分数削減に向けた事業の推進・強化」についてです。

取組方針（1）の野犬対策では、淀川河川敷と南港地区で定点カメラや捕獲檻を用いた野犬の捕獲を行っており、捕獲等の実績は4ページ目の【表2】のとおりです。

捕獲される野犬の数は減少傾向にあり、令和6年度に捕獲した1頭により、本市が把握している南港地区の野犬は全て捕獲したことになります。今年度は12月末時点で野犬の捕獲はありませんが、淀川河川敷に野犬がいることを確認しており、今後も捕獲に向けた取組みを続けて参ります。

取組方針（2）の哺乳期猫の譲渡については、平成30年度から生後3週齢未満の子猫についても、譲渡団体の協力を得ながら可能な限り譲渡につなげるよう取り組んでおり、また令和6年度からは、健康な子猫であれば週齢に関わらず生存の機会を与えられるように、譲渡が可能な体重に達するまで職員による哺乳措置を実施しております。

【表3】で哺乳期猫の譲渡頭数が令和2年度以降減少傾向にありますが、これは収容される数が減っていることが原因です。令和5年度は収容数の増加に伴い譲渡数も増加に転じましたが、令和6年度からは再度減少しています。

取組方針（3）の犬猫全体の譲渡結果は、【表4】でお示ししています。おおさかワンニャンセンターで月2回実施していた譲渡会を令和2年度からは毎週の開催に変更したほか、令和4年度からは、譲渡対象の犬猫をHPやSNSを工夫しながら随時紹介するなど、少しでも新たな飼い主の関心が得られるような取組みも行っています。

続いて5ページ目、項目3の「犬猫の適正飼養の推進」についてですが、取組方針（1）マイクロチップ装着の推奨及び所有者明示義務化の検討については、マイクロチップ装着の推奨や所有者明示の重要性を4月と10月の「犬猫を正しく飼う運動」強調月間において啓発しているほか、おおさかワンニャンセンターから譲渡する犬猫には原則マイクロチップを装着することにより、マイクロチップの普及に努めています。

また、令和4年11月からは、マイクロチップ装着に関する狂犬病予防法の特例制度を適用することにより、犬の飼い主によるマイクロチップ装着を推進し

ています。

続いて6ページ目、項目4の「動物愛護教育の充実」についてですが、取組方針（1）の命の大切さを学ぶ機会の増加については、7ページ目の【表5】に示すとおり、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、令和2年度から令和5年度まで小学校において「命の時間」の授業は実施できませんでした。新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、令和5年度から小学校幹事校長会等で周知を続けたところ、令和6年度は3校、今年度は12月末時点で6校で実施に至りました。

取組方針（2）の飼育体験の充実に関して、動物愛護推進員の学校園飼育動物に係る相談対応について教育委員会事務局及びこども青少年局へ周知しました。

取組方針（3）のふれあい事業の拡充については、【表6】のとおりです。令和2年度、令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により出張型のふれあい事業、夏休みのイベントが実施できず、参加者数が大きく減少しましたが、令和4年度以降は出張型と来所型の合計で年間150名前後の方にふれあい事業に参加して頂いております。

続いて8ページ目、項目5の「動物愛護に関する広報の充実」についてですが、取組方針（1）の広報活動の強化について、ホームページ、市や区の広報紙、SNS（X、Facebook、Instagram）等により、適正飼養の啓発、譲渡動物の紹介、動物愛護関連事業寄附金、大阪市の殺処分の現状、街ねこ事業、ペット防災等の広報に取り組むとともに、おおさかワンニャン特別大使によるメッセージ動画の放映により、動物愛護の普及啓発の促進に取り組んでいます。また、今年度は本市における保護犬・保護猫の取組みに関する動画を作成し、大阪関西万博で開催されたペット共生イベント内で放映しました。当該動画は本市健康局Youtubeにて御覧頂けます。

続いて、9ページ目、項目6の「動物愛護相談窓口の充実及び現行制度の再構築」についてですが、取組方針（1）の動物関係の相談に対する連携体制の構築については、高齢者の飼育困難による飼育放棄や多頭飼育崩壊の未然防止を図るため、高齢者向けチラシをホームページに掲載するとともに区役所等に配架して周知を図っています。また、ペットの飼い主にもしものことがあったときの対策として、事前に緊急連絡先を記載し所持しておく「ペットもしもの安心カード」をホームページに掲載するとともに区役所等の窓口で配布しています。

次に、多頭飼育崩壊防止を目的とした飼い猫の不妊・去勢手術助成事業を令和5年度から開始し、令和6年度に4件11頭の不妊手術を実施しましたが、今年度は12月末時点で令和6年度の実績を下回っており、事業周知強化のた

めに案内チラシの作成を進めています。

また、猫の引取り手数料免除制度を令和6年度から開始し、多頭飼育崩壊防止を目的とした飼い猫の不妊・去勢手術助成事業の助成対象者から今年度は猫を2件19頭手数料免除により引取っています。

次に、取組方針(2)の所有者不明猫対策事業の再構築についてですが、街ねこ事業については、手術委託動物病院に御協力をいただきながら、10ページ目【表8】のとおり、毎年コンスタントに街ねこの手術を実施しています。

なお、今年度から大阪港湾局が大阪港内の所有者不明猫対策として大阪港内所有者不明猫適正管理推進サポーター制度を開始しています。

10ページ目、項目7の「動物愛護関連施設の設置」についてですが、旭区の城北公園内にあり長年使用されていなかった「もと菅原城北大橋有料道路管理事務所」を改修し、民間団体等が活動できる施設として、令和4年10月に「動物愛護体験学習センター」を開設しました。

開設以降、本センターでは様々なイベントを実施しており、今年度は譲渡会(計20回)、写真展(計14回)、市民向けセミナー(計4回)、しつけ教室(2回)、防災しつけ教室(1回)及び出張型ワンちゃんとのふれあい事業(1回)を開催し、3月には本市職員向け街ねこ事業及び公園ねこサポーター制度に係る研修の開催を予定しています。

続いて、11ページ目、項目8の「ペットにかかる災害時対策」についてですが、取組方針(1)のペットとの避難対策の構築について、令和7年3月に危機管理室が「避難所・開設運用ガイドライン」を改訂し、新たに「災害時のペット対策(ペット同行避難対応ガイドライン)」及び「ペットの一時飼育場所開設運営マニュアル」を策定しました。また、今年度も危機管理室と健康局が合同で広報ポスター及びチラシを作成し、動物病院に掲示を依頼するとともにホームページで掲載しています。

12ページ目、項目9の「動物愛護関連事業寄附金の活用」についてですが、寄附金額は【表9】にお示ししたとおりです。令和6年度からふるさと納税サイトを通じた寄附金の募集を開始したことから、2年続けて大幅増となっています。なお、ふるさと納税サイトを通じた寄附金には手数料がかかるため、実際に本市が受け取る金額はここに示す金額より少なくなります。

いただいた寄附金は、大阪市動物愛護管理施策推進基金として積み立て、街ねこ事業や犬猫の譲渡に関する事業に活用させていただいております。

続いて13ページ目、項目10の「動物愛護推進員制度の再構築」についてですが、令和2年度に「大阪市動物愛護推進員設置要領」を改正し、動物愛護推進員の拡充を図り、令和5年度からは34名体制で活動していただいています。なお、例年、大阪府と合同で開催しております動物愛護推進員研修会に御

参加いただいております、今年度は1月16日に本市保健所で開催しました。内容については、後ほど議題3で説明させていただきます。

また、本市の動物愛護施策の更なる推進のため動物愛護推進員にアンケート調査を実施しました。アンケートで得られた御意見を参考に、動物愛護推進員と協力して施策案を今後検討して参ります。

続いて、項目11の「市営住宅敷地内における猫対策」についてですが、市営住宅を管轄しています都市整備局が、令和2年度に市営住宅敷地内における街ねこ活動のモデル実施方針を策定し、要望のある団地のうち条件を満たした1団地において、令和3年9月からモデル実施を行っています。

続いて14ページ目、項目12の「おおさかワンニャンセンターの機能向上」についてですが、おおさかワンニャンセンターでは、令和元年度から令和2年度にかけ、犬舎に新たに空調設備を設置したほか、令和2年度には、おおさかワンニャンセンター敷地内に、収容犬のためのドッグランを設置するなど、必要な機能向上を図っています。

説明は以上です。

(質疑応答)

- ・大阪港内所有者不明猫適正管理推進サポーター制度とは具体的にどのような内容でしょうか。(河中さま)

→港内の猫を適正に管理する目的で、大阪港湾局が対応している制度であり、具体的には不妊去勢手術を行い、適正飼育を行うことで生活環境被害を減らすことを行っており、内容自体は公園猫サポーター制度と同様かと思われま。異なる点は、こちらの制度で実施される不妊去勢手術は「どうぶつ基金」の無料チケットで実施されています。公園猫サポーター制度は本市の所有者不明猫適正管理推進事業(街ねこ事業)を活用してもらっており、こちらは区に相談したうえで動物管理センター分室が窓口となっています。大阪港内所有者不明猫適正管理推進サポーター制度はそのような手続きがなく、窓口は正確にはわかりませんが、おそらく直接港湾局の方が窓口となって対応しているのではないかと思われま。(木村)

→公園猫サポーターが街ねこサポーターとなって広がっていけばよいと思っていたが、こうして実際一部の地域では広まっているということでしょうか。(河中さま)

→そのとおりです。サポートの対象となる地域は広まってきているかと思われま。所有者不明猫適正管理推進事業は、その地域で実際に生活環境被害に困っている住人と、一方で猫に餌をあげたいと思う住人の間の調整を

行方制度になっています。大阪港湾局の制度においては、実際に港湾内に住んでいる人がいることはあまり想定しておらず、ボランティアの方が現場に行って活動している形になります。(木村)

→実際に制度対象の猫は何頭くらいいるかわかりますか。(河中さま)

→四半期ごとに港湾局から実績報告があります。今手元にデータがないので正確な数値は言えませんが、実績頭数は増えています。(木村)

→なぜその場所の猫には街ねこ制度を使わないのでしょうか。(河中さま)

→街ねこ制度を利用するか、「どうぶつ基金」を利用するかですが、街ねこ制度では自己負担費用が発生することと、適切に管理するためにその地域に住んでいる人を含めて3名以上の登録が必要となります。そのため、港湾地区に住んでいる人がおらず、街ねこ制度は利用しづらいと思います。また、「どうぶつ基金」を利用する方では不妊去勢手術とともにワクチン接種などの手当ても出るということを知っているため、そのあたりでそちらの制度を利用しているのではないのでしょうか。実際、この制度開始に当たり、街ねこ制度を利用できるのかという問い合わせもないため、大阪港湾局が独自で判断しているものと思われます。(木村)

・項目6の(1)多頭飼育崩壊防止を目的とした不妊去勢手術ですが、実際に何頭くらいの枠を想定して作られたのでしょうか。(古家委員)

→原則、メス猫の不妊手術で年間の規模としては80頭を想定しているが、なかなか活用に至っていないのが現状です。令和6年度から引き取り手数料免除制度をはじめ、今年度は2件19頭を引き取りました。この手数料免除制度を始めた結果、手術件数が減ってしまうが、その分、より多くの人にこの制度を利用して頂けます。また、今年度引き取った19頭の猫も比較的譲渡につながっています。多頭飼育崩壊が起こった後に引き取るよりも、崩壊を未然に防ぐために引き取る方が譲渡につながり、また、飼い主や周囲の住民にとっても生活環境被害を早期に解消することができます。こちらが想定している目的は果たせているかと思いますが、この事業の活用推進が重要となるため、この事業のリーフレットを現在作成中であり、早期により多くの人に周知できるように取り組んでいきたいです。

(木村)

・項目6の(1)の高齢者向けのリーフレットとはどういう感じのものでしょうか。(河中さま)

→高齢者の中でも、実際にペットを飼われている方やこれからペットを飼おうと考えている方に向けて、ペットを飼う場合には事前に備えておいても

raitai koto wo kiji shiteiru rīfuretto ni natte imasu. 例えは、不妊去勢手術やしつけトレーニングの実施、自身が飼えなくなった際に代わりに飼ってくれる人を想定しておくなどといった、実際に今後起こり得る事例を示したうえで、備えに取り組んでもらいたいです。仮に、自身でそのような場所が思い浮かばない場合は、ペットホテルや動物病院、トリマー、ペットシッターなど動物を取り扱っている場所を頼ることも一つの方法であり、そういう代替策を示しています。かつ、大阪市 24 区の窓口の連絡先を記載しているため、なにか困り事や相談事があれば連絡してもらえようとしています。加えてペットもしもの安心カードというもので、ペットの情報を記載できるようになっています。飼い主が外出先で事故に合うなどの際、代替りの人がすぐに現場に駆けつけることができれば、ペットの健康状態や持病、かかりつけ病院などの情報がわかり、ペットの命を適切に引き継ぐことができるようになっています。そのような形のリーフレットとなっています。(木村)

→リーフレットを HP に掲載とあるが、大阪市の HP でしょうか。(河中さま)

→そうです。(木村)

→なかなか HP を見ることがないです。また、区役所以外にも周知してもらえる場所があればと思いますし、自分自身も紙媒体のリーフレットをもらえたらペットを飼っている人に配りたいと思っています。(河中さま)

→区役所にリーフレットを配架しているのでそちらで入手して頂けます。ただ、実際になかなか浸透していないのが現状であり、地域の包括支援センター管理者会や民生委員・児童委員会長連絡会などに毎年伺って事業の周知を重ねてはいますが、なかなか隅々まで周知しきれていないことが課題と感じています。その点について推進員に対する今回のアンケートでも多く指摘を頂いているため、福祉の方と協力しながら今後も積極的に周知していきたいと思います。(木村)

・項目 5 (1) で SNS 等による広報とあるが、その管理はどこで行っているのでしょうか。(桑原委員)

→本市の健康局生活衛生課の「おおさかワンニャン通信」で X、facebook、LINE などの媒体があり、生活衛生課及び動物管理センターで記事を作成して掲載しています。こちらがメインだが、内容によっては大阪市全体のアカウントに掲載することもあります。加えて、市や区の広報誌や市の HP に掲載しています。(木村)

→では、職員の直接の声を載せているということでしょうか。(桑原委員)

→そうです。課の職員が実際に写真を撮ったり記事を作成したりして、ハッシュタグを付けるなどでなるべく閲覧してもらいやすくなるような工夫をしています。(木村)

→そういう SNS にも情報を載せてもらおうと広く見てもらいやすいかと思いません。自分自身も大阪市の譲渡情報を見ていて、いいアイデアだと思っています。Youtube は誰が作成したのでしょうか。(桑原委員)

→大阪関西万博で流れた Youtube 動画は、大阪市で何かできることはないかという話を大阪ヘルスケアパビリオンの方からももらったため、動画を流す提案をしました。実際に動画編集はヘルスケアパビリオンにお任せしましたが、元となる動画素材については大阪ワンニャン特別大使の杉本彩さんに動画を提供してもらい、大阪市でパワーポイントスライドを作成して提供しました。また、大阪市から犬猫を譲渡した飼い主からビデオメッセージを撮影してもらい、そちらもヘルスケアパビリオンに提供して、バックミュージックや字幕、音声などを付けてもらい作成してもらいました。(木村)

→多くの方が来場したと思いますが、反響はあったのでしょうか。(桑原委員)

→放映日も多くの来場者がいたようで、放映された大阪ヘルスケアパビリオンの野外ステージは非常に入り口から近く、多くの方が通る導線上にありました。これを目的で来場した人も、通りすがりで見た人もいるかと思うので、非常に多くの人に見てもらえて、大阪市の取り組みが浸透したのではないかと思います。(木村)

→私自身も実際に行って見ていましたが、立ち見のお客さまもたくさんおられ、また報道カメラも多数来ていてとても盛況でした。(天辰)

・現在、大阪市動物管理センターには犬は何頭いるのでしょうか。(河中さま)

→現在、犬は計 6 頭います。(平野)

→猫はもっと多くいるのでしょうか。(河中さま)

→猫は現在多頭飼育崩壊やミルク猫が落ち着いているため、現在は譲渡対象猫が 2 頭、センター全体で 6 頭います。(平野)

◎議題 3

【事務局 (木村)】

それでは議題 3 について説明いたします。

本年度は、令和8年1月16日に本市保健所にて動物愛護推進員研修会を開催しました。

参加者は大阪府の推進員が20名、大阪市の推進員が10名でした。

内容といたしましては、大阪府、大阪市の動物愛護推進員の活動報告、大阪市「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」に向けた行動計画結果の報告のほか、参加者を5つのグループに分け、動物愛護推進員の活動において対応した事例の共有、意見交換等を実施しました。

これは昨年の同研修会終了後のアンケートにおいて、地域課題の共有や意見交換の場を望む声が寄せられたため、企画したプログラムであり、事例の共有により推進員として各自の活動の参考としていただくことを目的としております。

当日は各グループ4題の事例について、事例を提出頂いた動物愛護推進員自ら【事例の概要（懸念される事例の概要）】、【当時の対応（想定される対応）】、【本事例について取り上げたいポイント】等について説明して頂き、その後グループ内で意見交換を行いました。また全ての事例の意見交換後には各グループで1題を選んで頂き、順に全体発表を行いました。

研修会終了後のアンケートでは事例共有、意見交換に参加した感想として、回答頂いた27名全員から良かった又はまずまず良かったとの回答を頂きました。一方で、次回に向けた改善点としては「時間が短かった」や「テーマを絞った方が良かった」といった意見が挙がりました。なお、今後も事例共有、意見交換の機会を希望する方が26名おられ、希望する頻度としては年に1回が最も多い意見でした。

またアンケートの中では今後動物愛護推進員研修会で取り上げて欲しいテーマや議題についても御意見を頂いておりますので、来年度以降の動物愛護推進員研修会実施の参考として参ります。

説明については以上です。

(質疑応答)

- ・自分自身もこの研修会に参加したが、大阪市と大阪府では手術の助成金の出し方などが異なるので、大阪市は市の人だけで集まった方がよかったのではないかと思います。ほかの市の人には街ねこ制度への関心がなかったり、そもそも制度がなかったりしますし、反対にほかの市がどういうことをしているのかよくわからなかったです。大阪市内で2つくらいに分けてするとかでもいいかと思いましたが、どういう分け方をしたのでしょうか。(河中さま)

→大阪市から10名、大阪府から20名の参加で、当日急遽の参加や不参加がありました。それぞれの推進員は大阪市では団体から推薦をしています。が、同じ団体から推薦を受けた人ばかりになると内輪での話になるかと考えました。そのため、なるべく獣医師であったり猫のボランティアをされている人であったり、様々な立場の人たちがまじりあってもらった方が、新たな視点で見ることができたり、自分が取り組んだことはないが別団体で行われている新たな取り組みなどを知ることができる機会になるかと思ひ、むしろ立場を離れたうえで班分けを行いました。ただ、御指摘のとおり、全く知らない、もしくはあまり取り組んでいないことについて急に意見を求められても困惑するかと思ひます。(木村)

→あまり関心が持てなかったです。(河中さま)

→おっしゃるとおりのことと思ひます。このような機会に非常に活発に意見交換をしてもらえたと思ひますので、今後もどのような形式で行うのがよいのかということを検討したうえで、また次回開催時にそのあたりも踏まえてより効果的な研修を開催できればと思ひます。(木村)

- ・ 広くいろいろな意見を拾い上げる目的でいろいろな人を呼んだと思ひますが、あえて大阪府と大阪市からそれぞれ一緒に集められた理由はあるのでしょうか。(桑原委員)

→いつからかは不明ですが大阪府と市で共同で実施する形式をとっており、共同で行うことは例年どおりになります。前回は「災害避難に対する机上訓練」について実施をしましたが、テーマは毎年変えています。その前は大阪公立大学の先生に講義をしてもらったり、大阪市から講師を呼んだりしていました。枠組みとしては大阪府と市で一緒に行っていますが、今回のように班分けをして意見交換をしてもらうという取り組みは今回初めてでしたので、どういう形式で行うのが最善なのかが手探りの状態です。

(木村)

→今の説明で納得できます。広く人を集めた方がいろいろなテーマで話ができ、いろいろな意見が出ていろいろな視点で見ることができるとお話を聞いて思ひました。(桑原委員)

→補足で、以前に大阪都構想などにより大阪府と市でなにかもつとできることがないのかという話が府庁内、市庁内であつて、そのすり合わせの結果、動物愛護推進員の研修であれば共同でできるのではないかという経緯があつたと聞いています。十年ほど前からこの形式で行っており、政治的な背景があつて始まりました。おっしゃるとおり、大阪府と市のそれぞれの推進員で活動範囲も異なり、御不便をかけるところがあつたのかと思ひ

ます。今後も府と市で連携して毎年開催していきたいと思いますので、今後もよろしくお願ひしたいと思います。(川口副主査)

・資料2の項目10に令和5年度から動物愛護推進員を34名体制にしたと記載がありますが、今回はこのうちの10名が選ばれて研修会に参加したということになるのでしょうか。(古家委員)

→推進員全員に日時を連絡していますが、日程はこちらで決めており、全員の日程調整が難しいため、その中で都合がつく方の参加が10名となりました。(木村)

→大阪府はさらに多かったのでしょうか。(古家委員)

→推進員は43名いて、今年はその内の20名が参加となりました。(川口副主査)

【桑原委員】

これ以上の御意見、御質問がないようですが、他に事務局から何かありますでしょうか。

その他、御意見等ありませんか。

なければ、本日の議題・報告は以上と聞いておりますので、進行を事務局にお返ししたいと思います。

【事務局(平野)】

桑原座長、どうもありがとうございました。

委員の方々あるいは事務局から連絡事項等ございませんでしょうか。

(連絡事項なし)

無いようですので、第37回大阪市動物愛護推進会議を終了させていただきます。本日はお忙しい中ありがとうございました。